

香川労働局発表

令和4年6月29日



報道関係者各位

担当・照会先	香川労働局 職業安定部 訓練室 室長 北川 雅敏 地方人材育成対策担当官 多田 祥子 【電話】087-804-8900
	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構香川支部 求職者支援課 課長 赤星 孝和 【電話】087-867-6728

短期・短時間特例訓練を開講します(県内18コース目)

～令和5年3月31日までの時限措置～

香川労働局(局長 松瀬貴裕)と独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構香川支部(支部長 川崎聡)は、県内18コース目となる短期・短時間特例訓練「医療事務養成科(短期間・短時間)」を開講します。

【医療事務養成科(短期間・短時間)の概要】 詳細別紙参照

訓練内容:医療事務職に必要な知識、接遇を習得し、医療機関と患者様をつなぐ医療クラークとして就職することを目指します。

募集期間:令和4年6月29日(水)～8月4日(木)

訓練期間:令和4年8月30日(火)～10月28日(金)

訓練時間:9時30分～15時00分(総訓練時間168時間)

実施施設:株式会社ニチイ学館高松支店 高松校(シンボルタワー教室)

受講料:無料(ただし、テキスト代8,000円(税込))

対象:離職者、休業を余儀なくされている方、シフトが減少した方等

受講相談・申し込みは、住所を管轄するハローワークにご相談ください。

★短期・短時間特例訓練の特徴

従来、主に離職者向けであった求職者支援訓練を、**新型コロナウイルスの影響で休業やシフトの減少を余儀なくされた方、在職しながらスキルアップを図り正規雇用を目指す方等も受講できるよう、対象者の範囲を拡大**しました。また、仕事をしながら受講しやすくするため、**訓練時間や期間の短縮(※1)、職業訓練受講給付金の要件緩和(※2)**等の措置も行います。(令和3年2月12日に厚生労働省が策定した「新たな雇用・訓練パッケージ」の施策の一つです)

(※1) 通常1日6時間×3ヶ月程度の訓練を5時間×2ヶ月程度に短縮

(※2) 月10万円を受給しながら学べる職業訓練受講給付金の支給要件について、

(1)「月収8万円以下」の要件を、シフト制で働く方等は「12万円以下」に緩和

(2)出勤日は支給対象外であったが、やむを得ない欠席として支給する